

労働保険事務組合制度とは

労働保険事務組合制度とは、雇用保険や労災保険の加入手続、保険料の申告、納付に関する手続、雇用保険の被保険者に関する手続等を事業主に代って行うことで、事業主の事務処理面の負担を軽減するとともに、労働者と一緒に働いている中小事業主及び家族従事者も労災保険に加入できるメリットのある制度です。商工会では国の許可を受け、会員サービスの一環として事務組合を運営しています。

労働保険事務委託は便利！

以下のような場合、とっても便利にご利用いただけます。

独立したての方や、初めて自分以外の従業員を雇用する場合など、お気軽にご相談下さい。

- 事務手続がわからない
- 人不足で事務処理をする余裕がない
- 関係官庁に出かけるのが面倒
- 労働保険の年度更新が難しい
- 事業主及び家族従事者も労災保険に加入したい
- 一括で保険料を払い込むのが大変（事務委託をすると、金額にかかわらず、労働保険料を3回に分割して納付することができます）

事業主の委託を受けて行う事務の内容

- 労働保険料の申告及び納付に関する事務
- 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- 労働保険の特別加入の申請に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- その他労働保険の適用徴収にかかる申請、届出、報告等に関する事務

事務委託の処理規程と事務委託手数料

労働保険成立番号ごとの事業所単位の手数料を従業員規模で賦課します。

（4,000円～）詳細はお尋ねください。